平成26年労第281号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在のC会社(以下「会社」という。)に雇用され、〇部〇区に配属され、鉄道技術職として電車車両の改造・検査業務を担当していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日からインフルエンザで1週間程度仕事を休んだ後、出勤した同月〇日に上司である〇区長から、インフルエンザで休むということを〇区長の携帯電話に夜間連絡したことに対し、「あの電話の仕方は何やねん。もう、お前には二度と仕事をさせてやらん。」と言われ、その後数日間仕事をさせてもらえない状態が続いたとしている。この頃から、請求人は、頭痛、食欲不振、不眠、倦怠感を自覚するようになり、同年〇月〇日D内科診療所に受診したところ、「うつ病、神経症、不眠症」と診断され、平成〇年〇月〇日まで休職し、翌〇日から元の職場に復職した。その後、同年〇月〇日に業務中に左手を負傷し、臣外科で「左手圧挫創」と診断され、業務上の災害として認定されて、2週間休業後の同年〇月〇日から出勤する予定であったが、「出勤したくない」という気持ちが強くなり、同月〇日下クリニックに受診したところ、「適応障害」と診断された。

請求人は、上司からパワーハラスメント(以下「パワハラ」という。)を受けたことが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同月

○日までの期間に係る療養補償給付(実診療日1日)及び平成○年○月○日から 平成○年○月○日までの期間に係る休業補償給付の請求をしたところ、監督署長 は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとし て、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)は、平成〇年〇月〇日付け「請求人の精神障害に係る業務起因性の医学的見解」において、要旨、請求人は、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの『F43.22混合性不安抑うつ反応』を発病した後、職場復帰した時点(平成〇年〇月〇日)若しくは同月〇日で寛解し、その後平成〇年〇月上旬にICD-10診断ガイドラインの『F43.22混合性不安抑うつ反応』を発病した、と述べている。
 - 一方、請求代理人は平成〇年〇月に発病した精神障害は、平成〇年〇月下旬 に発病した精神障害が寛解せずに継続していたものである旨主張している。

この点、会社産業医であるG医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、要旨、(平成〇年〇月〇日時点で)休養により軽快した。当科での治療の必要はなく、職場復帰も可能と判断した、と述べており、実際に請求人も平成〇年〇月〇日から職場復帰し、同月〇日を最後にD内科診療所に受診していないことから、当審査会としては、平成〇年〇月下旬に発病した精神障害は平成〇年〇月に寛解したとする専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 平成○年○月下旬頃に発病した精神障害について、請求人らは、H区長のパワハラにより発病したものである旨主張しているので、検討すると、以下のとおりである。

H区長が、平成○年○月○日の朝礼の際に、請求人に対して、インフルエンザで休む旨の電話をした際の態度について叱責し、「仕事をさせへん」、「現場に出るな」、「請求人とは話をするな」などと言ったとの主張については、同発言があったことを明確に裏付ける資料はないものの、会社関係者の申述及び懲戒決定書に添付された懲戒理由においてH区長がパワハラ問題で処分を受けていることに鑑みると、同主張に類する言動があったと推測されるところである。そこで、この出来事を認定基準別表1の具体的出来事の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当するとみて検討するも、当審査会としては、同区長の言動は、人格や人間性を否定するようなものとは認められず、また同言動を執拗に行ったということを裏付ける資料はないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」程度に該当するものと判断する。

(4) 次に平成〇年〇月上旬に発病した精神障害の発病前おおむね6か月間における業務による出来事とその心理的負荷の評価については、当審査会も、決定書理由第2の2の(2)の才に説示するとおり、業務による出来事としては、I区長からの請求人の勤務態度不良に対する指導と左手を圧挫創する業務災害があったと認めるものの、当該各出来事は認定基準別表1の具体的出来事の「上

司とのトラブルがあった」、「(重度の) 病気やケガをした」にそれぞれ該当する とみても、その心理的負荷の強度は、いずれも「弱」であるとする審査官の結 論が妥当であると判断する。

- (5) なお、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。
- (6)以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には 至らないことから、平成〇年〇月下旬頃に発病した精神障害及び平成〇年〇月 上旬に発病した精神障害は、業務上の事由によるものとは認められない。
- 3 以上のとおりであるので監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業 補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。